

不利益処分に関する処分基準 個票

生活環境部 保険年金課

| | | |
|-----------|---|----------------------------|
| 不利益処分の内容 | 不正の手段により一部負担金の徴収を免れた者に対する過料 | |
| 根拠法令等及び条項 | 栃木市国民健康保険条例第17条 | |
| 処分基準 | 根拠条項 | 栃木市国民健康保険条例第17条 |
| | 参考事項 | |
| | 設定等年月日 | 平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更 |
| | <p>【 基 準 】</p> <p>栃木市国民健康保険条例</p> <p>第17条 市は、偽りその他不正行為により一部負担金及びこの条例に規定する過料の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料に処する。</p> | |
| | | |